

# 公正な会計慣行の法規範性： 旧長銀事件を参考に

片 木 晴 彦

(広島大学法務研究科)

## 一 はじめに

平成 20 年 7 月 18 日に最高裁判所は、旧日本長期信用銀行（現新生銀行）の役員が、公正な会計慣行に反して違法に不実の財務諸表を作成し、かつ配当可能な利益がないのに違法な配当を実施したとして刑事訴追された事件について、被告人らを有罪とした下級審の判決<sup>(1)</sup>を破棄し、被告人の役員らに無罪を言い渡した<sup>(2)</sup>。旧役員らに対しては、違法配当額の賠償を求める訴えも提起されていたが、最高裁判所は同日、役員らの責任を否定する下級審の判決<sup>(3)</sup>を支持し、原告（旧日本長期信用銀行およびその損害賠償請求権を譲り受けた整理回収機構）の上告を棄却する決定を行っている。（以下では、事件全体を指すときには「旧長銀事件」、役員刑事責任をめぐる一連の判決を指すときには「刑事事件」、民事責任をめぐる一連の判決・決定を指すときには「民事事件」という）

これらの判決および決定は、司法が会計慣行の法規範性についてはじめて真正面から取り組んだ判決として今日も大きな意味を有すると解されて

---

(1) 第一審東京地判平成 14 年 9 月 10 日刑集 62 卷 7 号 2469 頁、控訴審東京高判平成 17 年 6 月 21 日判時 1912 号 135 頁。

(2) 最判平成 20 年 7 月 18 日刑集 62 卷 7 号 2101 頁。

(3) 民事第一審東京地判平成 17 年 5 月 19 日判時 1900 号 3 頁、判タ 1183 号 129 頁、控訴審東京高判平成 18 年 11 月 29 日判タ 1275 号 245 頁。

いる<sup>(4)</sup>。また、民事事件では下級審が役員らの責任を否定したのに対して、刑事事件では逆に役員らの責任を肯定するというねじれ現象も生じており、最高裁判決は一層の注目を浴びた<sup>(5)</sup>。

最高裁判決に対する評釈は、既に数多く公表されている<sup>(6)</sup>。今更ながらの感もなくはないが、後出しのそしりを覚悟の上で、最高裁判決が明らかにした法理と、なお残る課題について、検討してみたい<sup>(7)</sup>。

## 二 旧長銀事件の事実と背景

- 
- (4) 本件と同様に旧日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）の役員らの刑事責任を追及する事件についても、最高裁判所は平成 21 年 12 月 7 日、役員らの刑事責任を肯定した原審を破棄し、事件を原審に差し戻している。参照、最判平成 21 年 12 月 7 日判時 2072 号 155 頁、判タ 1318 号 119 頁。同事件については、久保大作・金融商品取引法判例百選（2013 年・有斐閣）156 頁の評釈がある。差戻控訴審である東京高判平成 23 年 8 月 30 日資料版商事法務 331 号 153 頁は、経営者の犯罪の証明がないとして、被告人等に無罪を言い渡した。東京高等検察局は同判決についての上告を見送った。
- (5) 下級審の判決の分析については、参照、弥永真生「会計基準の設定と「公正ナル会計慣行」」判時 1911 号（2006 年）25 頁、拙稿「公正な会計慣行と取締役の責任：日本長期信用銀行事件の考察」広島法科大学院論集 3 号（2007 年）177 頁、得津晶「公正なる会計慣行の認定手法：特に民事判決（東京地判平成 17 年 5 月 19 日判時 1900 号 3 頁）との対比から」北大法学論集 61 卷 2 号（2010 年）103 頁。
- (6) 主要なものとして、参照、岸田雅雄「旧長銀事件最高裁判決の検討」商事法務 1845 号（2008 年）26 頁、同・私法判例リマークス 39 号（2009 年）70 頁、野村稔・「判比」判例評論 607 号（2008 年）（判時 2045 号）168 頁、弥永真生・ジュリスト 1371 号（2009 年）46 頁、渡部晃「旧長銀「違法配当」事件最高裁判決・最高裁決定をめぐって」金法 1857 号（2009 年）20 頁、1858 号 24 頁、1859 号 40 頁、入江猛・法曹時報 63 卷 9 号（2011 年）205 頁、拙稿・会社法判例百選第 2 版（2011 年・有斐閣）158 頁、尾崎安央・金融商品取引法判例百選（2013 年・有斐閣）154 頁。
- (7) 公正な会計慣行の法規範性については、参照、拙稿「公正妥当と認められる会計慣行および会計基準」商事法務 1974 号（2012 年）13 頁。本稿は、同論考との重複を避けつつ、紙幅の関係もあり同論考では十分に論じきれなかった旧長銀事件に対する考察を示す。

旧長銀事件の事実関係および背景を、必要な範囲でまとめてみよう。

平成 14 年改正前商法 285 条ノ 4 第 1 項および第 2 項（現会社計算規則 5 条 1 項・4 項に相当）は、株式会社の貸借対照表に計上される債権の額については、債権額を付することを原則としつつ、金銭債権について取立不能の虞れのあるときは、取り立てることができない見込額を控除することを求める（貸倒損失の償却・引当て）。どのような場合に貸倒償却・引当てをすべきかは、商法や関係省令に定めはなく、同商法 32 条 2 項に定めるとおり、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌」することになっていた。

しかし、債権の評価については当時の企業会計原則においても、「債権金額または取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額」（企業会計原則第三貸借対照表原則五 C）によることを規定するのみであった。このように「取立つること能わざる見込額」に関する明瞭な基準が存しないなかで、税法上の損金算入基準が、事実上会計処理の基準として機能してきた。日本公認会計士協会も、企業の貸倒引当金の計上基準の適正性を審査するに当たり、「我国における会計慣行とりわけ税法基準を採用している会社が大多数であるという点をふまえ」、「企業が算定基準として税法基準を採用しているときは、税法基準によって計上した貸倒引当金が企業の実態に応じて計上すべき貸倒見積高に対して明らかに不足していると認められる場合を除いては」、適正な会計処理として認めることを容認していた<sup>(8)</sup>。

一方、銀行の決算については、銀行法の規定する監督権限に基づき、大蔵省銀行局から通達として、「決算経理基準」が定められていた。平成 9 年 4 月以前の同経理基準（以下では「旧決算経理基準」と記す）の下では、銀行が個別債務者の状況に基づいて同債務者に対する貸付債権について償却また

---

(8) 日本公認会計士協会監査委員会報告第 5 号「貸倒引当金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」（昭和 40 年 4 月 6 日）。同報告は、後掲金融商品に係る会計基準および金融商品会計に関する実務指針の適用開始に伴い廃止されている。

は貸倒引当金の計上を行い、同償却ないし引当額を税法上も損金とするためには、大蔵省金融検査部より「不良債権償却証明」を得ることが求められていた。有税による償却・引当てについては、特に否定されていたわけではないが、実際には税法上の損金算入が認められる範囲内で貸付金の償却または引当金の計上を行うのが、通常であった。また、銀行が出資、設立経緯、人事等の関係で密接な関係を有するリース会社その他の金融会社（関連ノンバンク）について、銀行が支援を継続する意思を有する限り、不良債権償却証明が交付されることはなく、また、平成7年4月の事務連絡で、関連ノンバンク向けの貸付けの償却・引当てについては、一般債務者とは異なる扱いが規定されていた。

しかし、平成6年以降の金融機関の相次ぐ破綻により、金融機関の有する不良債権の額が金融機関の経営に深刻な影響を与えているとの認識が一般化し、平成8年6月には「金融機関等の経営の健全化のための関係法律の整備に関する法律」その他（いわゆる金融三法）が成立し、金融行政当局による銀行の監督手法として、いわゆる早期是正措置が導入されることになった。同制度の下では、金融機関はその貸付債権を中心とする資産について、自ら設けた基準に基づいて自己査定を行い、必要な償却・引当てを行うこととされた。

平成9年3月に「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」（資産査定通達）が公表され、金融機関が経営支援意思を継続している債務者についても、債務者の業況等について、客観的に判断し、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる場合には、破綻懸念先債権として、適切な償却・引当てを行うことを求める。同年4月の大蔵省事務連絡（平成9年事務連絡）では、平成7年事務連絡のうち関連ノンバンクに係るものについては廃止することとされた。続いて同年7月31日、大蔵省銀行局から一連の通達を発出され、その中で、決算経理基準が改正され、回収不能と判定される貸出金等については債権額から担保処分可能見込額及び保証

による回収可能額を減算した残額を償却・引当すること、最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金等については債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能額を減算した残額のうち必要額について引当すること、これら以外の貸出金等について、貸倒実績率に基づき算定した貸倒見込額の引当をすることなどが明らかにされた（以下同基準を「新決算経理基準」とよぶ）。これらの定めは、平成 9 年に係る営業年度の年度決算から適用することとされた。

しかし、日本長期信用銀行は、平成 10 年 3 月期決算における貸付金の償却・引当てについては、通常の貸付先に対する基準とは別に、「特定関連親密先自己査定運用規則」および「関連ノンバンクにかかる自己査定運用規則」を設け、実質的に従来と同様に、関連ノンバンクについては、経営支援の意思を継続していることを根拠に、破綻懸念債権としての償却・引当てを回避していた。この結果、日本長期信用銀行は、平成 10 年 3 月期において、取立不能と見込まれる貸出金合計 3130 億円の償却または引当をしないことにより、本来は 5846 億円の当期末処理損失があったのにこれを過少の約 2716 億円で圧縮した虚偽の有価証券報告書を提出し、また、株主に配当すべき剰余金は皆無であったのに、上記当期末処理損失を前提に、任意積立金を取り崩し、1 株 3 円の割合による総額 71 億円の違法な利益配当を行ったとして、同銀行役員らが有価証券報告書虚偽記載および違法配当の罪に問われ、民事事件では、違法配当額の弁済を求める訴えが役員らに対して提起されたのである。

### 三 判決の検討

#### 1 新旧決算経理基準は「公正なる会計慣行」であるか

民事事件および刑事事件のいずれの判決においても、新決算経理基準がその公表と同時に「公正なる会計慣行」となっていたことは、肯定していると思われる<sup>(9)</sup>。

「公正なる会計慣行」という文言に係わらず、ある特定の基準が反復・継続して使用される見込みが高ければ、その制定時点で「公正なる会計慣行」となりうると解する見解が、昭和49年改正で平成17年改正前商法32条2項が制定された時点から有力である<sup>(10)</sup>。

本件では、当時の銀行業界においては、銀行法上の監督権限を背景として、銀行局長の発する通達に準拠して会計処理を行うことがすでに慣行として行われてきたことが特色として指摘されている<sup>(11)</sup>。民事事件第一審判決も、「会計慣行」の意義・内容について「一般的に広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われている企業会計の処理に関する具体的な基準あるいは処理方法をいうと解すべき」であり、「当該会計慣行が特定の業種に属する企業において広く行われ、しかも、相当の時間繰り返して行われているという事実があってはじめて、当該会計慣行が「公正なる会計慣行」となるという一般論を前提にしながらも、「本件で問題となっている銀行の貸出金の償却・引当に関する基準のように、既に通達等に基づく会計処理の運用が「公正なる会計慣行」とされて存在している場合において、その改正手続を踏んだ上で、内容の変更がなされたときは」、必ずしも、相当の時間繰り返して行われることは要求されず、「改正内容が「公正」なものであり、改

---

(9) 入江・前掲注(6)231頁、岸田・前掲注(6)商事法務1845号29頁、弥永・前掲注(6)47頁など。これに対して、座談会「長銀・日債銀取締役証券取引法違反事件の考察」金法1891号18頁〔野村修也〕は、最高裁はこの程度の定性でガイドライン的なものでは、公正なる会計慣行になり得ないという考え方であると理解する。

(10) 田中誠二『全訂商法総則詳論』（1976年・勁草書房）321頁、服部栄三『商法総則〔第3版〕』（1983年・青林書院）352頁。弥永真生『コンメンタール会社計算規則・改正商法施行規則〔第2版〕』（2009年・商事法務）88頁は、「これから反復・継続される見込みが高ければ、1回目に適用された時点で「慣行」とであると解されてよい」という。これに対し、岸田・前掲注(6)商事法務1845号30頁は、新基準が慣行化されるまでの相当な期間は、新基準は「唯一の基準」とはならないと解すべきであるという。

(11) 入江・前掲注(6)230－231頁、弥永・前掲注(5)28頁。

正手続自体が適正なものと認められるのであれば、必ずしもその内容が広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返し行われていなかったとしても、唯一の「公正なる会計慣行」に当たると認める余地はあるものというべきである」という。

## 2 新決算経理基準は、「唯一の公正な会計慣行」となっていたか

最高裁判決を含めて一連の判決は、「決算経理基準」のような通達が、関係業界にとっては唯一の公正会計慣行となり、同経理基準に反した事実が、民事上も刑事上も違法となり責任を問われる可能性を一般論としては否定していないと解される<sup>(12)</sup>。しかし、新決算経理基準が現に「唯一の公正な会計慣行」となっていたかについて、刑事事件下級審判決がこれを肯定したのに対して、民事事件各判決はこれを否定し、刑事事件最高裁判決も、新決算経理基準が唯一の公正な会計慣行となっていたと評価するだけの明確性に乏しく、従来の基準を排除して厳格に新基準に従うべきことが必ずしも明確であったとはいえないと判断したわけである。

各判決を検討してみると、その視点の微妙な違いに気づく。まず、刑事事件下級審判決は、早期是正措置の導入に先立つ資産査定通達、9年事務連絡、および改正決算経理基準の策定の経緯を詳細に振り返ったうえで、「本件当時、金融機関においては、従来に比してより透明性の高い明確な資産査定等による会計処理が求められるに至っていたことに照らしても、「資産査定通達等」に定める基準から大きく逸脱するような自己査定基準の作成やこれによる自己査定はもはや許されない事態に至っていることは、金融機関の共通の認識になっていたと認められ<sup>(13)</sup>、平成10年3月期の決算の当時においては、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準に基本的に従

(12) 岸田・前掲注(6) 商事法務1845号28頁、渡部晃・前掲注(6) 28-29頁。

(13) 東京高裁平成18年7月24日判決。

うことが唯一の公正なる会計慣行となっており、改正前の決算経理基準のもとでのいわゆる税法基準による会計処理では公正なる会計慣行に従ったことにはならないという。

このような判例論理に対しては、「従来の会計処理方法が慣行性を失ったことのみで、新しい会計処理方法の慣行性が当然に認められるわけではないから、これらの裁判例には、論理の飛躍がある」<sup>(14)</sup>と指摘されている。

これに対して、民事事件各判決は、新基準が1998年3月期に旧基準を廃して「唯一」の「公正な会計慣行」と認められる要件は何かを論じ、結論としては、両判決とも、新基準の合理性ないし「公正なる会計慣行」であることを認めながら、旧基準を廃止し、新基準を唯一の公正なる会計慣行とする一義的な明確性はなかったと評価しているのである。特に東京地裁平成17年5月19日判決は「資産査定通達等によって補充された改正後の決算経理基準が、銀行の不良債権の償却・引当に関する唯一の基準としての「公正なる会計慣行」に当たる」とするためには次の要件を満たすことが必要と解すべきである」として、内容の合理性、継続性の観点からの手当、改正手続きの適正さ、一義的な明確性、そして唯一の規範としての周知徹底という五つの要件を示している。その細かな内容の当否はさておき、その要件構成の試みは、積極的に評価されている<sup>(15)</sup>。

本件最高裁判決も、むしろ民事責任をめぐる判決の論理に近い。判示の中核的な部分を引用すると以下の通りである。

「資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、金融機関がその判断において的確な資産査定を行うべきことが強調されたこともあって、以下に述べるとおり、大枠の指針を示す定性的なもので、その具体的適用は必ずしも明確となっておらず、取り分け、別途9年事務連絡が発出され

---

(14) 弥永・前掲注（5）28頁。

(15) 弥永・前掲注（5）29頁。



たことなどからもうかがえるように、いわゆる母体行主義を背景として、一般取引先とは異なる会計処理が認められていた関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、具体性や定量性に乏しく、実際の資産査定が容易ではないと認められる上、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準が関連ノンバンク等に対する貸出金についてまで同基準に従った資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかったことが認められる」。

「このように、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、特に関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる上、本件当時、関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関し、従来のいわゆる税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえ、過渡的な状況にあったといえ、そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定を行うことをもって、これが資産査定通達等の示す方向性から逸脱するものであったとしても、直ちに違法であったということとはできない」。

#### 四 最高裁判決の適用範囲：

##### 現行企業会計法に対する意義

##### 1 現行の企業会計の体系

旧長銀事件が発生した平成 10 年 3 月から、最高裁判決が示された平成 20 年までの 10 年間は、わが国の企業会計の体系が根本的な変動をみた 10 年間でもあった。

既に述べたように、長銀事件の当時の商法は、株式会社の貸借対照表に計上すべき資産およびその評価について、商法本体に規定を置き、そのうえで、

商法 32 条 2 項で、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌」すべきことを求める。商法の資産計上およびその評価に関する規定は、配当規制を目的とするため、当然強行法であり、「公正ナル会計慣行」は、強行法たる商法会計規定の目的と両立しうる限りで、その解釈指針として作用する。本事件でも、直接には、旧長銀が当時の商法 285 条ノ 4 第 2 項に違反したかどうか問われている。

もっとも、控除すべき「取り立ツルコト能ワザル見込額」を具体化する基準として、旧長銀事件のような決算経理基準が示された場合に、同基準に違反することが直ちに商法 285 条ノ 4 第 2 項に違反することになるのか、という意味では間接的に決算経理基準の規範性が問われるわけである。

平成 14 年商法改正で、商法の資産評価に関する規定は削除され、会計帳簿および計算書類に計上すべき資産ならびにその評価については、法務省令（平成 14 年改正商法施行規則）に定めるところによることとなった（平成 14 年改正商 285 条）。

平成 17 年に成立した会社法もその体系を引継ぎ、会社法本体には資産の評価に関する規定をおかず、会社法 431 条で「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定するのみである。

資産の計上・評価については、会社計算規則 4 条以下に拠る。平成 14 年改正前商法 285 条ノ 4 第 2 項の規定は、形式的にはその文言を変化させることなく会社計算規則 5 条 4 項に引き継がれている。同規則の「用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない」（会社計算 3 条）。

平成 14 年商法改正および会社法の会計規制の体系は、資産の計上や評価については、専ら企業の財政・収益状況の適正な表示という観点から規律することで、金融商品取引法上会計と全く共通の基盤に立ち、配当の規制という商法ないし会社法独自の会計目的については、資産の評価・計上とは別に

規定する（会社法 461 条 2 項、会社計算 156 条～ 158 条）という考え方に立脚する<sup>(16)</sup>。

平成 10 年以降、大蔵省（現在は金融庁）の諮問機関である企業会計審議会、そして平成 14 年からは民間の会計基準設定主体である企業会計基準委員会により、多くの詳細な会計基準が制定されている。そして会社計算規則の資産の計上・評価に関する規定は、平成 14 年商法改正前の商法会計の体系とは逆に、これらの会計基準をはじめとする「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を前提とし、その範囲内で規律されていると考えられている<sup>(17)</sup>。

たとえば棚卸資産について会社計算規則は、原則として取得価額によって計上するが、資産の時価が著しく下落したときには、取得価額まで回復する見込みがあるときを除き、時価にまで評価額を切り下げることが義務づけ、さらに時価が取得価額を下回っている場合には、時価をもって計上価額とし、評価損を認識する評価方法（低価法）の採用も認められる（会社計算 5 条 3 項 1 号・同条 6 項 1 号）。しかし計算規則の文言に係わらず、企業会計基準委員会の会計基準は、棚卸資産の評価方法として低価法の採用を義務づけている<sup>(18)</sup>。あるいは市場価格のある有価証券について、会社計算規則では時価を付することができるものと規定するのみであるが（同 5 条 6 項 2 号）、会計基準は市場価格のある有価証券については、広範に時価による評価を「義務づけて」いる<sup>(19)</sup>。

会社計算規則の規定は、企業会計審議会や企業会計基準委員会の規定する

(16) 大蔵省・法務省「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（1998 年 6 月 16 日）I 3。

(17) 弥永真生・前掲注（10）87 頁、相澤哲＝郡谷大輔＝和久友子「会計帳簿」商事法務 1764 号（2006 年）12 頁。

(18) 企業会計基準委員会会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」7。

(19) 企業会計基準委員会会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」15・18。

一連の会計基準が当然には適用されない、証券取引法の適用のない中小会社をも念頭におくためである。しかしこのような規定を前提に、会計基準の資産評価に反することが「違法」であるというためには、これらの会計基準の法規範性が平成14年改正前商法の会計体系と比較してより一層直接的に問われることになる。

一方、金融商品取引法では、企業会計審議会が公表する会計基準は、金融商品取引法に基づき作成される財務諸表や連結財務諸表の作成にあたり従うべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当することを法令上明記している（金商193条、財務規1条1項2項、連結財務規1条1項2項）。企業会計審議会が公表する会計基準についても、一定の要件を満たす会計基準設定主体が公表した会計基準のうち、「公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの」を金融庁長官が指定するという、間接的な手法によってではあるが、金融商品取引法上は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当することが明文で規定されている（財務規1条3項、連結財務規1条3項）。

## 2 会計基準が唯一の公正な会計慣行＝法規範となるか

企業会計審議会や会計基準委員会が制定する一連の会計基準については、上述のように金融商品取引法上は、これらが一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当することが法令上明記されている。金融商品取引法上の財務諸表にとっては、企業会計審議会の制定した会計基準や、企業会計基準委員会の会計基準のうち、指定を受けたものがその公表と同時に公正妥当と認められる企業会計の基準、しかも原則として唯一の基準となることは認めらよう。

会社法上は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」（会社法431条）ことが求められるのみであり、会社計算規則も、同規則の適用に

あたり「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」(会社計算 3 条) 旨を規定するのみであって、金融商品取引法のように企業会計審議会や会計基準委員会の公表する会計基準について、明文で規定しているわけではない。

しかし、会計基準が「唯一の公正な会計慣行」と認められるために、法による直接の指定が不可欠であるとは思われない<sup>(20)</sup>。むしろ、民事事件の各判決が検討したように、会計基準設定主体の専門性、会計基準の内容としての合理性、手続の正当性ゆえに、当該会計基準を遵守する必要性についての強い確信が一定の範囲で存在することこそが重要であると考えられる。

企業会計基準委員会の設立にあたり、証券市場に関与する企業や金融機関は、声明を公表し、同委員会が制定する会計基準が、市場関係者にとって準拠し、あるいは判断の拠り所となる企業会計上の規範であることを宣言している<sup>(21)</sup>。会計基準設定主体の独立性に対する信頼を前提とした市場関係者のこのような確信、そして適正な会計基準制定手続きの実践にもとづいて、一連の会計基準がその発効と同時に「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」としての位置づけを与えられることになり、証券市場でその株式が取引されている会社については、会社法上も原則として唯一の公正な会計慣行として規範性を有することになる可能性を認めることができる。

旧長銀事件に関する一連の判決は、直接には当時の大蔵省の定める通達を対象としており、現在の企業会計を規律する、企業会計審議会や企業会計基準委員会の示す会計基準を直接対象としているわけではない。また、上述の

---

(20) 弥永真生「会計基準の会社法における受容」会計 171 卷 3 号 (2007) 30 頁、32 頁注 (22) は、会計基準の法規範性を直接に法令で与えることとすると、会計基準に対する政治的な干渉を避けることができず、会計基準の設定にとって自殺行為となることを指摘する。

(21) 「財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表される企業会計基準等の取扱い(準拠性)について」(2002 年 5 月 17 日)。

ように、現行会社法の企業会計の規律の下では、会計基準は、旧長銀事件の当時以上に規範としての機能を果たすことになる。しかし、上記の経緯や会計基準の制定手続きが政省令の制定手続きに準じたものとなっていること、その内容や適用開始時期についても周知性が徹底されていることなどを考えると、これらの会計基準が、少なくともその遵守を社会的に求められている会社（金融商品取引法適用会社）にとっては、原則として唯一の公正な会計慣行となり、これらの基準に従わないことが当然に違法となる、との法理を本件最高裁判決から導くことはできるだろう<sup>(22)</sup>。

金融商品取引法が、会計基準が公正妥当と認められる企業会計の基準に該当することについて法令で直接規定するのは、会計基準を遵守しない、したがって公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しない財務諸表を公表する企業に対して行政法上の制裁（課徴金：金商 172 条の 4）を課するについては、法令上の根拠を必要とする、という公法上の要請に基づくものと解される。とすれば会計基準が刑事規範として機能することについても、罪刑法定主義の観点から、慎重な検討が求められるはずである<sup>(23)</sup>。しかし、旧長銀事件最高裁判決を含めた刑事責任をめぐる諸判決も、通達たる経理基準が法令上の指定もなく事実上刑事規範として機能することについて異議を唱えているわけではない。ただ、新経理基準が、旧経理基準を排して刑事規範として機能するだけの明瞭性や周知性を欠くと判断している<sup>(24)</sup>。刑事規範の観点からも会計慣行としての確信と周知性こそが会計基準の法規範性をもたらす

---

(22) 岸田・前掲注（6）31 頁。

(23) 詳細な検討の代表作として、参照、岸田雅雄「会計基準違反に関する刑事罰と公正会計慣行」早稲田法学 85 卷 3 号（2010）207 頁。同論考では、会計基準が刑事規範として機能するためには①構成要件の明確化、②遡及適用の禁止、③類推解釈の禁止、④適用時期の明確化（周知性）等を考慮しなければならないとし、現行の会計基準に制定において上記の考慮が充分になされているかどうかについて懸念が示されている。

要素であると考えられているのである。

### 3 複数の公正妥当と認められる会計慣行が存在する場合：取締役による具体的な会計処理方法の選択の合理性

会社法 431 条が会計基準に直接言及するのではなく、「会計慣行」に従うことを求めることから明らかなように、会計基準以外にも公正な会計慣行が存在しうる。金融商品取引法が適用されない株式会社については、会計基準以外の会計慣行が存在することは、当然に予想される<sup>(25)</sup> <sup>(26)</sup>。金融商品取引法の適用会社についても、例外的に、既存の会計基準によるよりは、会社の財政や損益の状況をより適正に示しうる判断される場合には、会計基準以外の会計慣行に従うことが全く否定されているわけではないと考えられる<sup>(27)</sup>。

最高裁判決や民事事件に関する判決の問題点は、新基準が「唯一」の公正な会計慣行とというるほどに一義的であったとは言えないという判断から、直ちに旧基準に従うことが許されるという結論を導いていることだろう。最高裁判決や民事責任に関する判決は、新基準が公正な会計慣行となっていた

(24) これに対して、野村稔「資産査定基準と罪刑法定主義」現代刑事法 6 卷 2 号 (2004) 59 頁は、刑事事件第一審判決を考察対象とするものであるが、新経理基準の刑事規範性を肯定した判決の結論に賛意を表す。

(25) 相澤哲『立案担当者による新・会社法解説』(2006 年・商事法務研究会) 122 頁。

(26) 金融商品取引法の適用のない中小かつ閉鎖的な株式会社の会計については、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の 4 団体により 2005 年 8 月に策定された「中小企業の会計処理等に関する指針」、さらに、中小企業庁が中心となって組織した中小企業の会計に関する検討会が、前記指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象として、2012 年 2 月に公表した「中小企業の会計に関する基本要領」とがある。将来的にはともかく、現在のところはこれらの指針や要領が中小企業が遵守すべき会計の基準であるということについて、広範な合意があるとはいえないだろう。

(27) 矢澤惇「商法改正要綱における商法と企業会計原則」産業経理 30 卷 6 号 (1970 年) 79 頁。

ことは肯定しているものであり、銀行による貸倒引当金の会計処理のあり方について、複数の会計慣行が並立していたと評価しているのであれば、企業による会計処理の選択の合理性こそが問われて然るべきだからである。企業は複数の会計処理の方法が認められている場合には、本来当該企業の財政状態および経営成績を最も適正に表示する会計処理の方法を選択することが求められているはずである。

新基準の問題意識は、銀行の関連会社や銀行が支援を継続している企業に対する貸付について、銀行の支援意思が継続している限り、貸倒引当金を計上しないという対応を維持した場合、これらの企業に対する貸付の評価が、企業の実態とは明らかにかけ離れたものとなってしまう、それ故に、銀行の支援継続意思や支援計画の有無などとは独立して、企業の財政状態の客観的評価に基づいて貸倒引当金の設定等の必要性を判断すべきであるというものである。少なくともこのような新基準の「趣旨」については、既に十分に意識されていたのではないか。

本件最高裁判決において古田佑紀裁判官は、多数意見の結論には賛成するものの、補足意見として、「業績の深刻な悪化が続いている関連ノンバンクについて、積極的支援先であることを理由として税法基準の考え方により貸付金を評価すれば、実態とのかい離が大きくなることは明らかであると考えられ、長銀の本件決算は、その抱える不良債権の実態と大きくかい離していたものと推認される。このような決算処理は、当時において、それが、直ちに違法とはいえず、また、バブル期以降の様々な問題が集約して現れたものであったとしても、企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保することを目的とする証券取引法における企業会計の開示制度の観点から見れば、大きな問題があったものであることは明らかと思われる」と述べている。このような評価を前提として、なお旧来の基準に従うという判断を本件被告人らが行ったのであれば、その判断の「合理性」が本来問われるべきであったと思われる<sup>(28)</sup>。



債権評価の基準を含めて具体的な会計処理のあり方について明確な指針等が存しない場合には、企業自身が企業会計の目的（企業の財政、収益状況の適正な開示、さらには保守主義の原則）の原点に戻って自ら判断することが求められる。その判断については、大きな裁量が認められるが<sup>(29)</sup>、少なくともその妥当性について明瞭に否定されている旧来の基準に従うことが、経営判断の内容として著しく不合理といえないと評価してよいか、疑問の余地はある。

上記の考え方に対して、本判決は、「仮に、これまで慣行として行われている会計処理方法の適用結果が会社の財産及び収益の状況を必ずしも十分に示しているとは考えられない場合であっても、それを否定する明確なルールが存在しない場合には、（平成 17 年改正前）商法違反あるいは証券取引法違反とはならない」、「個別の会計基準に従っているか否かを問わず、真実公正なる概観を示さないことが会社法違反にあたるという考え方はわが国の商法や証券取引法の解釈として採用しないという立場を本判決は採ったものと理解するのが最も無理がない」という評価がある<sup>(30)</sup>。

確かに、企業会計審議会や企業会計基準委員会の制定する会計基準の適用が前提とされる会社については、上記のようにこれらの会計基準が唯一の公正な会計慣行であるとの推定が強く働くと解され、これらの基準が明示的に排除されていない段階で、これらの基準に従うことが正当化されない状況を想定することは、原則としてないとも考えられる。また、現行会社法の解釈

(28) 野村稔・前掲注（6）172 頁。

(29) 得律・前掲注（5）117 頁「貸出金に償却・引当を義務付けるかどうかは解釈・適用に相当の幅が生じており、一定の裁量に任せられている」という本件最高裁判決の新決算経理基準への評価から、最高裁判決の論理では税法基準に従うことも新決算経理基準の枠組みに含まれると理解しているようである。本文で述べたように、旧税法基準が公正な会計慣行としての地位をなお有していたとしても、問われるべきは、具体的な会計慣行の選択の妥当性である。

(30) 弥永真生・前掲注（6）47 頁。

として、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」という規律を超えて、企業の財政状態や収益の状況を適正に表示する義務が取締役に存在するのかどうかについては、なお議論が定まっていない。

しかし、すでに述べたように、会社法 431 条が端的に会計基準に従うことを求めるのではなく、「企業会計の慣行に従う」ことを求めるのは、金融商品取引法適用会社といえども、（企業取引や事業再編の手法の進展などにより）例外的には会計基準以外の公正な会計慣行が存在することを想定したものである。特に、わが国では、一部の会社について国際会計基準（IFRS）の任意適用が、連結財務諸表ないし連結計算書類で認められているようになっているが<sup>(31)</sup>、国際会計基準の利用が認められている会社以外の会社の連結財務諸表ないしは連結計算書類について、また法令で国際会計基準の利用が認められている会社の個別財務諸表ないし個別計算書類について、国際会計基準が「公正妥当と認められる企業会計の慣行」と位置づけられるのかどうか、いまなお不確定である。状況によっては金融商品取引法適用会社についても、複数の「公正妥当と企業会計の慣行」が並立する事態が生じうる。これらの場合の会計基準に選択が無規律ということは考えがたいのではないか。

## 五 終わりに：旧長銀事件以降の裁判例

---

(31) 国際的な財務活動または事業活動を行う会社で一定の要件を満たすものは、金融庁長官が指定した国際会計基準によって連結財務諸表を作成することが認められる（連結財務規 1 条の 2・93 条）。この場合には、会社法上の連結計算書類についても、国際会計基準の利用が認められる（会社計算 120 条）。国際的な財務活動または事業活動を行う会社で連結財務諸表を作成していないものは、その財務諸表を国際会計基準によって作成することが認められる（財務規 1 条の 2）。これらの会社以外の会社の連結財務諸表ないし連結計算書類、さらに連結財務諸表を国際会計基準に従って作成することが認められている会社も含めた個別財務諸表ないし計算書類について、国際会計基準が公正な会計慣行と位置づけられるのかどうかは、現段階では不明確である。

旧長銀事件以降、会社の財務諸表ないし計算書類が公正な会計慣行に反しているとして争いになった事例として、以下の 3 件の裁判例をあげることができる。それぞれの裁判例の結論については、賛否の分かれるところだろう。しかし、いずれの裁判例も、財務諸表ないし計算書類に含まれる個別の会計処理に関する取締役の判断の合理性を詳細に検討していることが興味深い。旧長銀事件では、新決算経理基準が「唯一の公正な会計慣行」となっていたかどうか議論が収斂してしまっただけの感がある。しかし仮に公正な会計慣行として適用すべき会計基準が定まっているとしても、実際の会計処理の決定には経営者の主観的な判断が多く含まれる。国際会計基準の導入の方向性にかかわらず、わが国の会計基準自体が国際会計基準と内容的に統合されていく傾向は今後もやむことがないと判断されるが、この場合には、会計基準に従うとしても、個々の会計処理について経営者の主観的な判断に依拠する部分が大きくなると予想されている<sup>(32)</sup>。財務諸表ないし計算書類の「適法性」の判断は、結局取締役の判断の合理性の評価に帰着することになりそうである。

## 1 ライブドア事件

ライブドアおよびそのグループ会社の経営幹部が、虚偽有価証券報告書提出罪および風説の流布の罪に問われた事例である<sup>(33)</sup>。同社の株式を取得して損失を被った投資家による損害賠償の請求も提起され、責任を認める最高裁判決が示されている<sup>(34)</sup>。虚偽表示の内容などの争点は多岐にわたっているが、その一つとしてライブドアの連結子会社が実質的に支配する投資事業組合を

---

(32) 参照、企業会計審議会「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方についてのこれまでの議論 (中間的論点整理)」(2012 年 7 月 2 日) 7。

(33) 東京地判平成 19 年 3 月 16 日判時 2002 号 31 頁、東京高判平成 20 年 7 月 25 日判時 2030 号 127 頁、最決平成 23 年 4 月 25 日 上告棄却。

(34) 最判平成 24 年 3 月 13 日判例時報 2146 号 33 頁。

經由して行った親会社ライブドアの株式売却による利益を、親会社が連結損益計算書に計上したことが、違法な利益の計上とされた。投資事業組合が連結子会社の子会社に相当するのであれば、結局親会社の株式を子会社が有していることになり、その売却利益を親会社の損益計算書に計上することは認められないからである。事件の当時、投資事業組合も連結財務諸表原則上の「子会社」に該当しうることは明白であったが、「子会社」の該当性を判断する支配力基準については詳細な指針が存在しなかった。本事件をもきっかけとして、投資事業組合に対する支配力基準の適用についての詳細な指針が示されるに至っている<sup>(35)</sup>。第一審判決は、投資事業組合の組織内容およびその活動についての詳細な事実認定にもとづき、当該投資事業組合は活動の実態を欠き、連結財務諸表上の利益計上の制限を潜脱する目的で設立されたものと判断し、控訴審もその結論を支持した。取引の実質性を重視した判断ということになるのだろうが、旧長銀事件における対応と一貫性がとれているのかについては、些か疑念がある<sup>(36)</sup>。

## 2 旧日本債券信用銀行事件

旧日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）の代表取締役会長その他の経営陣に対して、旧長銀事件と同様に、取立不能と見込まれる貸出金の償却または引当をしないことにより、平成10年3月期に虚偽の貸借対照表、損益計算書及び損失処理計算書を含む有価証券報告書を提出したとして刑事訴追がなされた事件である<sup>(37)</sup>。新決算経理基準の法規範性については旧長銀事件と同じ判断であり、新決算経理基準は、「特に支援先等に対する貸出金の査定に

---

(35) 企業会計基準委員会実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」。

(36) 岸田・前掲注(22)223頁は、ライブドア事件判決は旧長銀事件判決に明確に違反すると述べる。

(37) 最判平成21年12月7日判時2072号155頁。

関しては、幅のある解釈の余地があり、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる上、本件当時、従来の税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえず、過渡的な状況にあったといえ、そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって支援先等に対する貸出金についての資産査定を行うことも許容されるものといえる」と判断した。しかし本件で貸倒引当金の計上または償却の要否がとわれた貸付先は、支援企業ではあるものの、銀行の関連会社ではなく、旧決算経理基準（税法基準）の下でも「事業好転の見通しが無い」とすることが適当でないといえるかどうか、疑問があるとして高等裁判所に差し戻している。差戻控訴審<sup>(38)</sup>は旧日債銀の貸付先について、いずれも同銀行に支援の意思があり、かつ支援が合理性を備えていると判断され、これらの貸出先が「事業好転の見通しが無い」とすることは適当でないとして、被告人等に無罪を言い渡した。東京高等検察局は本判決についての上告を見送った。

### 3 三洋電機事件

三洋電機株式会社が平成 14 年 9 月中間期から平成 16 年 9 月中間期までに行った配当について、株主である原告が、関係会社株式の減損処理等の会計処理が公正な会計慣行に準拠していなかったことによって配当可能利益がないのになされた違法配当であると主張して、配当を決議した取締役らに対して旧商法 266 条 1 項 1 号に基づく損害賠償、決議に欠席した取締役らに対して監視義務違反による同法 266 条 1 項 5 号に基づく損害賠償、監査役らに対して善管注意義務違反による同法 277 条に基づく損害賠償を請求した株主代表訴訟である<sup>(39)</sup>。

---

(38) 東京高判平成 23 年 8 月 30 日資料版商事法務 331 号 153 頁。

三洋電機は、過年度決算調査委員会を設けて平成13年3月期から平成17年3月期までの決算を調査し、平成19年12月に上記期間の有価証券報告書や半期報告書の訂正を公表した。証券取引等監視委員会は、同月、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を作成・公表したことについて、三洋電機に対して830万円の課徴金納付命令を発出するよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告し、三洋電機は同命令に従い同額を納付した。また前期期間の三洋電機の財務書類について重大な虚偽のないものと証明した公認会計士に対し、業務停止2年の懲戒処分がなされている。

裁判所は、金融商品に関する会計基準の成立（平成12月4月1日以降に開始する事業年度、したがって平成13年3月期から適用開始）、同基準に対する実務指針の公表（平成12年）、さらに同実務指針の改正（平成13年）の経緯を詳細に振り返り、「事実の積み重ねではなく、金融商品会計基準等が一定の企業において実施が確実であるという点から慣行性が肯定される」ことを認めつつ、三洋電機の各期の子会社株式の処理について、結局価値の「回復可能性」があると判断した同社経営陣の判断が不合理であったということとはできないと判断した。

上記のように三洋電機が自ら財務諸表等を訂正していること、課徴金の納付命令を受けていることについては、「三洋電機が金融商品会計基準等を保守的に適用すべきとの周囲の強い圧力を受けていた中で、金融庁との協議の結果、金融商品会計基準等の範囲内で簡便かつ保守的な会計処理方法を選択することになったため、金融商品会計基準等が保守的に適用されたと評価することができる。したがって、三洋電機の会計処理がこれと異なるからといって直ちに金融商品会計基準等に準拠していないとか、公正なる会計慣行に反しているなどということとはできないというべきである」という。

会社が事後的に会計処理の方法を訂正したとしても、当初の判断が当時の

---

(39) 大阪地判平成24年9月28日判時2169号104頁。

状況としては合理性を欠くとはいえないと解する余地もあるし、あるいは当初の会計処理が結果的に公正な会計慣行に反する、したがって違法であると判断されたとしても、当該会計処理が違法でないと判断したことについて相当な理由があるとして、経営陣の過失を否定する余地もある。本件は控訴されているようだが、控訴審以降で会計処理の適法性（公正な会計慣行に反しているか否か）という問題と、処理を行った取締役の責任（違法な会計処理を行ったことについての過失があるか）について、詳細な判断が示されることが期待される。